

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 1 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6 - 6 に次を加える。

(3) JAK2 遺伝子検査

ア JAK2 遺伝子検査は、区分番号「D 0 0 6 - 6」免疫関連遺伝子再構成の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、骨髄液又は末梢血を検体とし、アレル特異的定量 PCR 法により、真性赤血球増加症、本態性血小板血症及び原発性骨髄線維症の診断補助を目的として、JAK2V617F 遺伝子変異割合を測定した場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定できる。

ウ 本検査、区分番号「D 0 0 4 - 2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D 0 0 6 - 2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D 0 0 6 - 6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D006-5 (略)</p> <p>D006-6 免疫関連遺伝子再構成</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>JAK2遺伝子検査</u></p> <p>ア <u>JAK2遺伝子検査は、区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、骨髓液又は末梢血を検体とし、アレル特異的定量PCR法により、真性赤血球増加症、本態性血小板血症及び原発性骨髓線維症の診断補助を目的として、JAK2V617F遺伝子変異割合を測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。</u></p> <p>ウ <u>本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれか</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D006-5 (略)</p> <p>D006-6 免疫関連遺伝子再構成</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D 0 0 6 - 7 ~ D 0 2 5 (略)

第 2 款 (略)

第 2 節 ~ 第 4 節 (略)

第 4 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

D 0 0 6 - 7 ~ D 0 2 5 (略)

第 2 款 (略)

第 2 節 ~ 第 4 節 (略)

第 4 部 ~ 第 13 部 (略)

第 3 章 (略)